

令和4年1月12日

保護者様

都城市立明道小学校  
校長 後藤 世志哉

## 感染レベルの変更に伴う学校の対応について

初春の候 皆様方におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

3学期の始まりとともに、全国的に新型コロナウイルス感染拡大が見られます。本市においては、昨日、感染警戒区域（オレンジ圏域）に指定されました。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分行いながら、下記のとおり、学校の教育活動を明日13日（木）から実施していきます。今後とも、保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 学校の対応について

##### ① 教室入室前に「健康チェックカード」の点検を行います。

- 本日、A6サイズクリアポケットに入っている「健康チェックカード」を配付しています。毎朝、体育館横で職員が確認した後で校舎に入ります。
- カード忘れや未記入者は、その場に待機し、保護者に電話確認後に教室に入室または、迎えに来てもらいます。（厳しい対応ですが、感染拡大防止のためです。）

##### ② 下記の場合、「出席停止」となります。

- 同居する御家族の方に発熱等の風邪症状が見られる場合
- お子様に発熱等の風邪症状が見られる場合

##### ③ ハイリスクの授業の停止・工夫等を行います。

- リスクの高い学習活動の実施については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染対策を行った上で実施します。
- 1・3・6年の給食は、分散し少人数で行います。

##### ④ 早めの下校になります。

- 昼休みを短くし、早めの下校になります。明日13日（木）から15分早くなります。

#### 2 その他

- 平日は、子どもだけで外出しないよう、御家庭で御指導をお願いいたします。保護者同伴の運動等は問題ありません。
- 土日祝日は、保護者許可のもと、友だちとの交流を許可します。なお、友だちの家に上がる行為は、お互いの保護者の承諾のもとでのみ、許可となります。
- 学校といつでも連絡を取りあえるような連絡体制をとっていただき、もし、お子様が濃厚接触者と特定され、PCR検査を受けた場合や、その検査結果につきましては、学校へ御連絡いただきますようお願いいたします。
- 今後の感染状況により、対応を変更することもありますので、今後も学校からの連絡が受けられるようお願いいたします。
- 御不安や御心配な点につきましては、遠慮なく学校にお問い合わせください。
- 夜間の緊急事態発生時は、留守電に伝言ください。

## 明道小学校 「オレンジ圏域」指定による対策強化について

オレンジ圏域が指定されました。

子どもは、不自由になりますが、感染拡大防止のために、次の措置をとります。

保護者の皆様の御理解・御協力をお願いします。

関連資料として、○職員向け対策強化プリント、○校時程表、○市教育委員会の対応について③を配付します。

### ■□1 防疫「基本コンセプト」□■

#### 【防疫コンセプト1】：新型コロナウィルスを校内・教室に入れない。

○風邪症状の子ども、風邪症状「家族」のいる子どもの出席停止

○登校時の健康カード事前チェック、教室入室前、給食前、トイレ後、図書館入室前の手洗い・手指消毒を徹底し、手指から新型コロナウィルスによる接触感染を防ぐ。

#### 【防疫コンセプト2】：4つの約束の徹底「マスク着用、片手ディスタンス、小声、触らない」徹

底

○新生活様式による、4つの約束「マスクを食事時以外は完全着用、片手ディスタンスの確保、大声の抑止、互いの体に接触しない」を徹底する。

### ■□2 明道小「オレンジ圏域」感染防止策の概要□■

- ① 手洗い・消毒【教室入室前、給食前、トイレ後、図書館入室前】
- ② 登校時、入校前の健康カードチェック【印・チェック抜け→家庭確認後入校】
- ③ ハイリスク授業の停止・工夫等【グループ活動、近距離・大声・接触禁止、理科、音楽、体育、家庭】
- ④ 学習準備時間の過ごし方【自席で過ごす、友だちと「小声」で話す、友だちに「触らない」、個人用パソコン（クロームブック）での活動】
- ⑤ トイレの密防止【ディスタンス確保、無言、触らない】
- ⑥ 給食完全無言【準備、黙食（児童数の多い学級は分散給食）、片付け、明道っ子歯磨き】
- ⑦ 昼休みの工夫【短縮（15分）、マスク・帽子着用、友だち接触禁止、終了後手洗い】
- ⑧ 図書貸出消毒【返却時の本消毒】
- ⑨ 登下校マスク着用【息苦しい時は、ずらす、はずす工夫】
- ⑩ 職員の消毒【児童の机いす、トイレ及び共有部分の消毒】
- ⑪ スポ少・塾への移動時、4つの約束励行【マスク、ディスタンス、小声、触らない】
- ⑫ 平日放課後：友だちとの「交流自粛」（不要不急の外出自粛）
- ⑬ 土日祝日：保護者許可の下のみ、友だちとの交流可
- ⑭ 友だちの家：「お互い」の保護者許可のみ、友だちの家に上ること可
- ⑮ 欠席届の非接触化【google フォーム活用によるデジタル化】
- ⑯ 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合の対応

## 明道小学校感染予防のための生活のきまり（オレンジ圏域、国レベル2 1／13～）

参考：学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」Ver.7 (11/22)

コロナ対策の「基本コンセプト」を厳守する。

**防疫コンセプト1：新型コロナウィルスを校内に入れない。**

○風邪症状児童の出席停止、「家族の風邪症状者」の児童は出席停止。

○登校時、ウィルスを手洗いで取り除き、教室入室。昼休み、運動場で遊んだら、手洗いでウィルスを取り除き、教室入室。常に、手洗い・消毒により、手指にウィルスが付着しても、教室にウィルスを入れない対策を徹底。

**防疫コンセプト2：「マスク、片手ディスタンス、小声、触らない。」**

○新生活様式による、4つの約束を徹底。

No.	項目	内容	備考
1	起床後	①児童・保護者は検温を行う。 ②健康チェックカードに記入し、カバンに下げる。 ③清潔なハンカチ、ティッシュ持参	○「本人」風邪症状、「家族」風邪症状時は、出席停止。 ○保護者押印を必ず行う。 ○欠席・遅刻・早退はGoogle Foam 報告。
2	登校時	①入校前に、体育館横で、健康チェックカードの確認を行う。 ②遅刻者は、登校時、事務室に声をかけて、カードのチェック後、入校する。	○登校時刻は7：30～50に限定する。 ○健康チェックカード忘れ者、押印無し者は、保護者に電話確認を行う。 ○電話確認後、健康チェックカード忘れ者は、体育館で検温後、入校させる。
3	入室後	①ていねいに手洗いを行う。 ②手指消毒を行い、入室する。	○蛇口を洗う「手洗いの仕方」をもとに各学級でていねいな手洗いの仕方を再指導する。 ○アルコールアレルギー者は手洗いのみ。
4	朝	①できる限り自席で過ごす（他者接触減少） ②近隣の友だちは、「小声」で話す。 ③友だちの体に触らない。 ④廊下、階段ホールは「溜まらない」「無言」	○「ディスタンス」により「飛沫感染」を、「触らない」により「接触感染」を防ぐ。 ○「触らない」は、人に感染させない配慮であることを強く指導。
5	健康観察	①一人一人名を呼び、表情観察をていねいに行う。	○風邪症状を訴えた場合は、保健室で問診。 ○風邪症状の場合、早退させる。
6	授業	①エアコン稼働中も換気に留意する。 ②右のハイリスク活動の実施については、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどする。実施については、リスクが高いので、慎重に検討する。 ※体育は、当面の間、屋外で実施。マスクを外してよいが、児童の間隔を十分確保する。マスク着用時は呼気が激しくなる運動を控える。 ③管理職は、換気について、巡回し、サポートする。	①授業中は、エアコン稼働時も、ベランダ側と廊下側対角線上の窓を10cm以上開放する。 ②ハイリスクと認められる学習活動。 ○児童生徒が長時間、近距離で対面形式となる、グルーワーク。 ○近距離で一斉に大きな声で話す活動。 ○理科「児童が近距離で活動する実験」 ○音楽「室内で児童が近距離で行う合唱及び楽器演奏」 ○家庭「近距離で活動する調理実習」 ○体育「密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
7	学習準備時間	①手洗い・手指消毒を行う。 ②できる限り自席で過ごす（他者接触減少） ③近隣の友だちは、「小声」で話す。 ④友だちの体に触らない。 ⑤廊下、階段ホールは「溜まらない」「無言」 ⑥個人用パソコン（クロームブック）で、許可されているアプリを使った活動	○手洗いは準備時間毎に行う。 ○「ディスタンス」により「飛沫感染」を、「触らない」により「接触感染」を防ぐ。 ○「触らない」は、人に感染させない配慮であることを強く指導。 ○ 教室移動がある場合は、活動を避ける。 1分前の予鈴で、片付けをはじめ、授業開始までには、机の中に入れる。

8	トイレ	①トイレは、ディスタンスを取り並ぶ。 ②会話を行わない。「無言」 ③手洗い、手指消毒後、入室。	○接触感染を防ぐ。 ○飛沫感染を防ぐ。
9	給食	①手洗い、手指消毒。 ②待機者は、物に触らず、無言で待つ。 ③配膳時、無言。 ④食事は、黙食。(1・3・6年は分散給食、4年は音楽室) ⑤食べ終わったら、マスクを付けて片付け。 ⑥歯磨き	○給食当番は、教室で消毒後、コンテナ室前で手指消毒。 ○会食時の飛沫感染を、厳に防ぐ。 ○食事後も、完全無言とする。 ○「明道つ子歯磨きの仕方」を守り、うがい時の密、接触、飛沫感染を防ぐ。
10	昼休み	①昼休みを15分に短縮する。 ②マスク・帽子着用者のみ外遊び許可。 ③友だちとの「接触を禁止」する。 ④当面の間、遊具、ボール遊びは不可とする。 ⑤終了後、手洗い、手指消毒を徹底する。	○マスク無し者は、外遊び禁止。 ○友だちに「触らない」を徹底する。 ○縄跳び、散歩等を推奨する。 ○息苦しくなった場合、マスクをずらし、無言で深呼吸等を行う。
11	図書貸出	①手洗い・消毒後入室する。 ②返本時、廊下で表紙を消毒する。 ③図書室では無言で過ごす。	○貸出図書は、自宅に持ち帰らせる。 ○返本時、廊下で表紙を消毒させる。 ○椅子を疎にして、密を避ける（人数抑制）。
11	清掃	①無言清掃を徹底する。 ②換気を行う。 ③終了後、手洗い、手指消毒を行う。	○感染予防に留意し、教育的配慮により、縦割り清掃を継続する。
12	下校	①速やかに下校する。 ②マスク着用で下校する。 ③友だちに「触らない」を徹底する。	○児童玄関前にたまり、密を作らない。 ○息苦しい場合、ずらし、鼻呼吸等を行う。 ○接触感染を防ぐ。
13	消毒	①下校後、役割分担箇所を消毒する。 ②消毒箇所アルコール拭きかけ、布で塗布。	○分担表を確認。毎日実施。 ○共有部分を中心、机・トイレも消毒する。
14	職員	①職員室での全体の会議時間を短時間化。 ②google meetで、協議を行いICT研修に代える。 ③体調不良時は、出勤しない。 ④積極的にPCRを受検する。	○google for educationの共有機能も使用してみる。 ○職員は、傷病休暇、出勤困難休暇。 ○PCR検査代、体調不良時は2100円。
15	平日放課後	①平日の友だちとの交流は自粛する。 ②塾、少年団等への参加時は、4つの約束（マスク、ディスタンス、小声、触らない）励行	○不要不急の外出を抑制する。 ○保護者管理下にない外出を抑制する。
16	土日、祝日	①友だちとの交流は保護者承諾時のみ許可。 ②友だちの家に上がる時は、両保護者承諾時のみ許可。 ③4つの約束を守る。	○外遊び時は、熱中症に気を付けながら、マスクコントロールを行う。 ○移動時はマスク着用。 ○11歳未満の子ども・高齢者の命を守るために、友だちの家に上がることは「自粛」させる。
17	欠席届デジタル化	①欠席届を、紙からgoogle報告に変える。 ②報告は、当日8:00までに行う。 ③8:00以降の連絡は、電話で行う。	○新型コロナ感染症対策とする。 ○早退、遅刻報告も行えるフォームとする。
18	体調不良の場合	同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、国レベル2・3の感染状況においては、当該児童は出席停止。	○ただし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと医師が診断をした場合やワクチン接種による副反応と考えられる場合は除く。

各小・中学校長様

都城市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒への対応について③

このことについて、令和3年9月14日付け事務連絡において、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒への対応についてお知らせしておりましたが、下記のとおり対応を追加しましたので、御確認の上、御対応よろしくお願ひします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒への対応

(1) 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合

当該児童生徒は出席停止。保健所又は、医師の許可が得られれば登校可。

(2) 児童生徒の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

当該児童生徒は濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けることになる。陽性であれば(1)の対応。陰性であれば、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止。ただし、保健所の指示により期間の変更あり。

(3) 児童生徒が保健所により濃厚接触者に特定された場合

(2) と同様の対応。

(4) 児童生徒の同居家族が保健所により濃厚接触者に特定された場合

濃厚接触者である同居家族がPCR検査で陰性が確認されるまで、当該児童生徒は出席停止。

(5) 児童生徒が濃厚接触者の疑いがあり、保健所の指示によりPCR検査を受ける場合

PCR検査で陰性が確認されるまで、当該児童生徒は出席停止。

(6) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者の疑いがあり、保健所の指示によりPCR検査を受ける場合

当該児童生徒は登校可。ただし、保護者との相談の上、PCR検査で同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとすることが可能。

(7) 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合

当該児童生徒は出席停止。ただし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと医師が診断した場合を除く。

なお、登校時や登校後に児童生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合、保護者に連絡し、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。また必要に応じて病院受診を勧める。

\* 発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと医師が診断した場合、登校可。【追加】

(8) 児童生徒の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合

①国レベル1の感染状況においては、当該児童生徒は登校可。ただし、保護者との相談の上、当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとすることが可能。

②国レベル2や3の感染状況においては、当該児童生徒は出席停止。ただし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものでないと医師が診断した場合やワクチン接種による副反応と考えられる場合を除く。

(9) 医療的ケア児や基礎疾患のある児童生徒について、登校すべきでないと判断された場合  
当該児童生徒は出席停止扱いとすることが可能。

(10) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、例えば感染経路の分からない患者が増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合 ※(6)、(8)①も該当  
当該児童生徒は出席停止扱いとすることが可能。

(11) 児童生徒が新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける場合

①ワクチン接種のため当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとする。

②ワクチン接種のため当該児童生徒が遅刻・早退する場合、出席扱いとする。

③ワクチン接種の副反応による体調不良で当該児童生徒が休む場合、出席停止扱いとする。

2 その他

- 小・中学校に兄弟がいる場合、小・中学校間で十分協議した上での御対応をお願いします。
- 上記以外の対応がある場合、学校教育課まで御相談ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況によって対応が変更になることもあります。